

B 146 明治期衣服の研究 — オ三報 — 明治初年官吏服の考察
昭和女大家政 村井不二子 ○安蔵裕子

目的 太政官布告明治3年11月5日・方5号による官吏の「制服」は、その形態や装飾からみて、後の大礼服につながってゆく系統のものであり、今日考えられる制服と礼服との折衷的性格のものであるように推察される。この布告と服が、現実にどの程度まで行かれ、普及していったかは詳しくはわかつてないが、原則的には官吏が着用すべきものであつたことがわかる。この布告は、やがて明治5年に至り、太政官布告方5号によつて廢止されたことから、大礼服制定の一途線上にあつたものと思われる。ここに、明治初年の「制服」の特徴と酷似した、津山藩主所用の服を資料として得たので、当時の制定事情と併せて、実測による調査、研究を行つたものである。

併せて、実測による調査、研究を行つたものである。
方法 実物資料の型、材料、寸法、縫製、付属品等について計測し、考察を加え、當時の史実との照合、特に縫製技術に注目した。

の史実との照合、特に縫製技術に注目した。
結果 太政官布告文と雛形図との照合の結果、シングルの打合せで詰衿に繋がれている
か、实物はダブルあて折衿であるかと、ズボンの色が「深青又ハシモフリ」とあるか、実
物はブルークレイ（錆淡漆黒色）であることの相違点はあるか、上衣赤端の变成了カーブ
の金糸織倒章などからみて、明治3年制定の官吏制服と推定して間違いないものと思われ
る。材料は、極めて上質の毛織物が用いられ、非常に巧みな縫製には、当時の最高度の技
術がみとめられる。